

四日市市告示第 1 0 8 号

四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 月 3 月 2 4 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱(平成 2 6 年四日市市告示第 4 7 1 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(実施主体、事務分担等) 第 1 2 条 (略)  2 から 5 まで (略)  6 市長は、避難行動要支援者名簿を適正に管理するため、次の各号に掲げる避難行動要支援者名簿の管理責任者を置く。 ( 1 ) 及び ( 2 ) (略) ( 3 ) 市民文化部 市民生活課長、各地区市民センター館長	(実施主体、事務分担等) 第 1 2 条 (略)  2 から 5 まで (略)  6 市長は、避難行動要支援者名簿を適正に管理するため、次の各号に掲げる避難行動要支援者名簿の管理責任者を置く。 ( 1 ) 及び ( 2 ) (略) ( 3 ) 市民文化部 市民生活課長、各地区市民センター館長、 <u>楠総合支所長</u>

附則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(危機管理監危機管理室)